

平成19年度地方債計画の概要

策定方針

平成19年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定。

なお、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

総 額

12兆5,108億円（前年度13兆9,466億円） Δ 10.3%

普通会計分

9兆6,529億円（前年度10兆8,174億円） Δ 10.8%

通常分

4兆8,379億円（前年度5兆5,432億円） Δ 12.7%

特別分

4兆8,150億円（前年度5兆2,742億円） Δ 8.7%

臨時財政対策債

2兆6,300億円（前年度2兆9,072億円） Δ 9.5%

減税補てん債

－億円（前年度4,520億円） 皆減

財源対策債

1兆5,900億円（前年度1兆6,500億円） Δ 3.6%

退職手当債

5,900億円（前年度2,600億円） 126.9%

調整（不交付団体分）

50億円（前年度50億円） 0.0%

公営企業会計等分

2兆8,579億円（前年度3兆1,292億円） Δ 8.7%

主な特色

I 地方財政の健全化と投資的経費の抑制による計画規模の圧縮

- 平成18年度地方債計画と比較して、1兆4,358億円（ Δ 10.3%）を圧縮。

II 郵政公社資金の廃止

- 日本郵政公社の民営化に伴い郵政公社資金を廃止。
（H¹⁸ 4,800億円 → H¹⁹ 廃止）

Ⅲ 行革推進法、郵政民営化法を踏まえた所要の公的資金の確保

○ 行政改革推進法、郵政民営化法第182条を踏まえた公的資金の確保

財政融資資金 H^⑩ 3兆3,700億円 → H^⑪ 3兆2,800億円 (△ 2.7%)
公営公庫資金 H^⑩ 1兆4,060億円 → H^⑪ 1兆3,500億円 (△ 4.0%)
(政府資金 H^⑩ 3兆8,500億円 → H^⑪ 3兆2,800億円 (△ 14.8%))
(公的資金 H^⑩ 5兆2,560億円 → H^⑪ 4兆6,300億円 (△ 11.9%))

Ⅳ 地方債資金の市場化の推進

- 地方債資金のより一層の市場化を推進し、市場公募資金3兆4,000億円を計上。
(新規市場公募団体3団体程度 地方債計画シェア H^⑩ 25.1% → H^⑪ 27.2%)
- 住民参加型市場公募債3,500億円を計上。
※ 市場公募資金の計上額の内数
(発行団体の拡大 H^⑩ 110団体程度 → H^⑪ 130団体程度)

Ⅴ 臨時財政対策債の発行

臨時財政対策債の発行 2兆6,300億円

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債2兆6,300億円を計上。

Ⅵ 行政改革の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債の発行 5,900億円

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第5条の特例として引き続き退職手当債を発行できるとしている。

② 行政改革推進債の発行 3,000億円

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体が、必要な公共施設等の整備事業を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当。

Ⅶ 合併特例事業の推進

合併特例事業の推進 9,500億円

「市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）」の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、その所要額を確保。

また、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」の下における市町村合併に必要な公共施設の整備等を支援することとし所要額を計上。

地方債資金の確保

- 地方債資金については、市場公募地方債の拡大などによる市場化の一層の推進と公的資金の段階的縮減・重点化を引き続き図ることとしている。
- 公的資金については、日本郵政公社の民営化に伴い郵政公社資金を廃止した上で、地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、その所要額を確保。
- 民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進。

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度計画額		平成18年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	32,800	26.2	38,500	27.6	△ 5,700	△ 14.8
財政融資資金	32,800	26.2	33,700	24.2	△ 900	△ 2.7
郵政公社資金	—	—	4,800	3.4	皆 減	皆 減
(郵便貯金資金)			(1,700)	(1.2)		
(簡易生命保険資金)			(3,100)	(2.2)		
公 営 公 庫 資 金	13,500	10.8	14,060	10.1	△ 560	△ 4.0
(国の予算等貸付金)	(437)	—	(501)	—	(△ 64)	(△12.8)
公 的 資 金 計	46,300	37.0	52,560	37.7	△ 6,260	△ 11.9
民 間 等 資 金	78,808	63.0	86,906	62.3	△ 8,098	△ 9.3
市場公募	34,000	27.2	35,000	25.1	△ 1,000	△ 2.9
銀行等引受	44,808	35.8	51,906	37.2	△ 7,098	△ 13.7
合 計	125,108	100.0	139,466	100.0	△ 14,358	△ 10.3

- (注) 1 「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。
- 2 市場公募資金については、借換債を含め5兆8,000億円(前年度比6,600億円、10.2%減)を予定している。
- 3 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって計には含めていない。

公債費負担の軽減対策について

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減

1. 政府資金の繰上償還（H19～H21）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

対象地方債残高 3兆8,000億円程度以内

財政融資資金 3兆3,000億円程度以内

郵政公社資金（簡保資金） 5,000億円程度以内

2. 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債（H19～H20）

対象地方債：公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

対象地方債残高 1兆2,000億円程度

うち平成19年度

繰上償還 4,000億円程度

公営企業借換債 2,000億円

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できることとする

担当 地方債課 伊藤、小鍋、荒井
(内線) 3394、3403、3402

非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税措置の創設

平成18年1月より地方債の電子決済制度がスタートしたことを踏まえ、平成19年度与党税制改正大綱(平成18年12月14日)において、国債と同様、非居住者、外国法人(外国投資信託の受託者である場合を含む。)が受け取る地方債の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替地方債に係るものについて源泉徴収非課税措置を創設することが認められた。

〔参考〕平成19年度税制改正大綱

第二 平成19年度税制改正の具体的内容

四 国際課税

6 非居住者等が支払を受ける振替地方債の利子について、次の措置を講ずる。

(1) 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子については、振替国債と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。

(2) 振替国債の利子について非課税適用申告書を提出している場合には、一定の要件の下に振替地方債の利子について非課税適用申告書を提出しているものとみなすなど、所要の特例措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成20年1月1日以後に支払われる振替地方債の利子について適用する。

証券保管振替制度とは

一般債振替制度

社債、地方債等の権利移転を、従来の記番号管理に代え、振替機関や口座管理機関が備える振替口座簿における残高の増減額記録(完全ペーパーレス)により行う「振替債」として取扱う、新しい決済制度。振替債の新規発行・既発債の振替債への移行には、発行者の振替機関に対する同意が必要。

税制上の優遇措置の振替債への限定

投資家の税制優遇措置(非課税法人、マル優、源泉徴収不適用等)は、振替債のみに適用。

スケジュール

平成18年1月10日 一般債振替制度の開始

平成18年4月以降 既発債の振替債への移行開始

平成20年1月5日以前の政令で定める日 この日以降、登録債は発行できず、振替債でなければ現物債しか発行できない。税制を考慮した、事実上の既発債の振替債への移行期限。

現在の発行体としての地方公共団体の同意状況

【同意状況】 (平成18年12月6日現在)

全都道府県、全政令指定都市及びほぼ全ての債券発行市町村が同意済(合計793団体)



担当 地方債課 伊藤、鷲頭
(内線) 3394、3404

平成19年度市場公募地方債

地方分権や財投改革の進展に伴い、地方公共団体の自己責任による行財政運営が一層求められる中、市場原理に即した資金調達を推進する。

また、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、住民参加型市場公募地方債の発行を推進する。

市場公募地方債 3兆4,000億円
(地方債計画総額に占める構成比 H 25.1% H 27.2%)

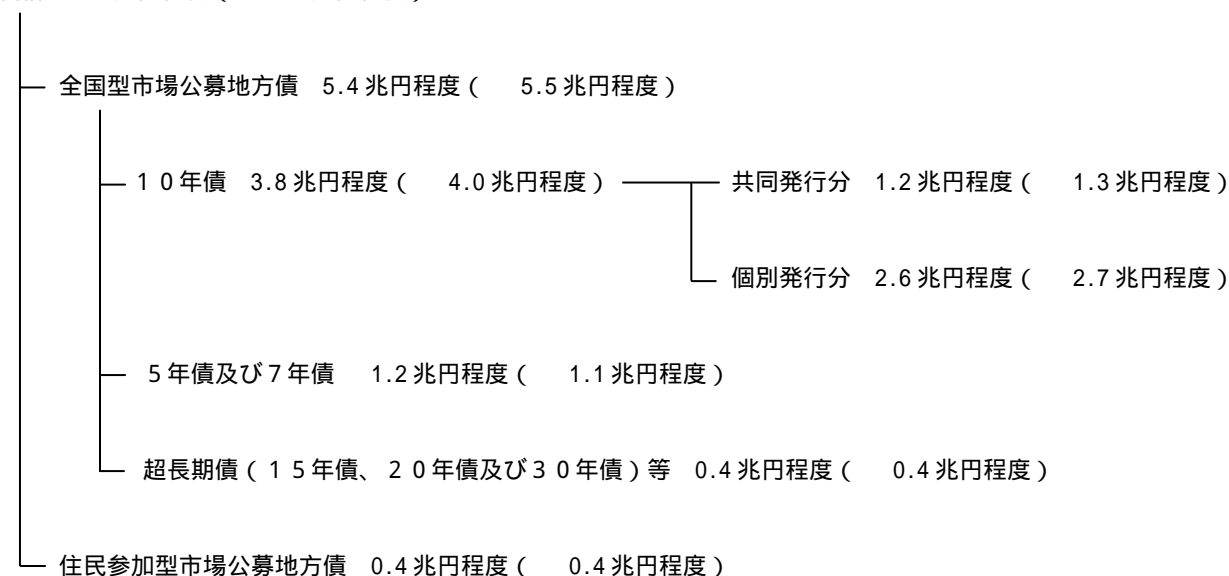
(1) 全国型市場公募地方債 3兆 500億円
(前年度 3兆1,400億円、2.8%減)
発行団体数の拡大 H 38団体 H 41団体程度

(2) 住民参加型市場公募地方債 3,500億円
(前年度 3,600億円、2.7%減)
発行団体数の拡大 H 110団体程度 H 130団体程度

<参考>

平成19年度市場公募地方債発行予定額(借換分を含む)

合計 5.8兆円程度(5.9兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額が変更される可能性がある。

(注3) 平成18年度の数値は平成18年12月現在の数値。

担当 地方債課 伊藤、鷲頭
(内線) 3394、3404